

前回総会（R4. 10. 5）開催以降の審議事項

部会	開催日等	議 題
総会		
環境政策部会	R5. 1. 30	第3次徳島県環境基本計画の進捗管理について 令和4年度徳島県環境白書について
気候変動部会	R5. 1. 30	徳島県気候変動対策推進計画(緩和編)の進捗管理について 徳島県気候変動対策推進計画(適応編)の進捗管理について
生活環境部会	R4. 10. 5	瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について（諮問）
	R4. 10. 19	瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について
	R4. 12. 16	令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画 について（諮問）
	R5. 1. 20	瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について 令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画 について
	R5. 1. 20	瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について（答申） 令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画 について（答申）
自然環境部会	R5. 1. 20	「生物多様性とくしま戦略」の改定について（諮問）
	R5. 1. 24	「生物多様性とくしま戦略」の改定について
鳥獣部会	R5. 7. 21	伊島鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
	R5. 8. 8	伊島鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
	R5. 8. 8	伊島鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（答申）

第3次徳島県環境基本計画の進捗管理について

1. 概要

第3次徳島県環境基本計画の点検・評価については、各分野別計画で設定した「数値目標」等を取りまとめ、総合的な点検・評価を行い、その結果を徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けることとなっている。

2. 進捗状況

計画期間（2019年度（令和元年度）から2023（令和5年度））における令和3年度の進捗状況を取りまとめた結果、「環境指標」49項目のうち23項目（47%）については、すでに目標を達成しており、その他の指標についても順調に目標の達成へ向け進捗している。

令和4年度徳島県環境白書について

1 作成の趣旨

令和3年度のデータ等を中心に、本県における環境の現状や環境保全対策、今後の環境行政の展望等について取りまとめ、広く県民や事業者、関係機関等に公表することにより、環境問題に対する県民の理解と認識を深めるとともに、環境の保全及び創造のための自主的・積極的な行動を促進する。

2 関係法令

徳島県環境基本条例 第8条（環境の状況等の公表）

「知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。」

3 概要

【第1部】総論

○環境首都とくしまの実現に向けた取組み

【第2部】環境の現況と対策

- 気候変動適応とくしま
- エシカルで環境対策
- 地域に根ざす自然・水素エネルギー
- 好循環社会とくしま
- 癒しの郷とくしま
- みんなでつくる環境首都

4 作成までの流れ

令和5年1月 環境審議会 環境政策部会にて審議
令和5年3月 県HPにて公表

徳島県気候変動対策推進計画（緩和編） 主な指標の進捗状況について

1. 計画指標の進捗状況は、「達成」「概ね達成」を合わせて87.7%であり、概ね順調な結果となった。

<各指標の令和3年度における進捗状況>

A 達成	40項目 (61.5%)
B 概ね達成	17項目 (26.2%)
C 未達成	8項目 (12.3%)
R4以降評価	1項目

2. 分野別の設定指標については、令和3年度の進捗状況は以下のとおりであり、概ね順調に進捗している。

<分野別指標の進捗状況>

【産業部門】

A 達成	5項目 (45.5%)	A+B
B 概ね達成	5項目 (45.5%)	90.9%
C 未達成	1項目 (9.1%)	

【民生部門（家庭系）】

A 達成	12項目 (57.1%)	A+B
B 概ね達成	7項目 (33.3%)	90.5%
C 未達成	2項目 (9.5%)	

【民生部門（業務系）】

A 達成	6項目 (42.9%)	A+B
B 概ね達成	7項目 (50.0%)	92.9%
C 未達成	1項目 (7.1%)	

【運輸部門】

A 達成	8項目 (80.0%)	A+B
B 概ね達成	0項目 (0.0%)	80.0%
C 未達成	2項目 (20.0%)	

【廃棄物部門】

A 達成	8項目 (72.7%)	A+B
B 概ね達成	2項目 (18.2%)	90.9%
C 未達成	1項目 (9.1%)	

【吸収源対策】

A 達成	8項目 (57.1%)	A+B
B 概ね達成	2項目 (21.4%)	78.6%
C 未達成	4項目 (21.4%)	

徳島県気候変動対策推進計画（適応編）

主な指標の進捗状況について

1. 進捗状況

設定指標の進捗状況は、全て「達成」あるいは「概ね達成」であり、順調な結果となった。

<各指標の令和3年度における進捗状況>

A 達成	16項目(59.3%)
B 概ね達成	11項目(40.7%)
C 未達成	0項目(0%)
R4以降評価	1項目

2. 令和5年度予定

現計画の進捗点検、現計画の改定を予定している。

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について

1 概要

令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、国の「瀬戸内海環境保全基本計画」が変更されたことを踏まえ、現行の「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」（以下「県計画」という。）を見直し、瀬戸内海の環境保全上有効な施策の実施を推進する。

2 計画期間

策定から概ね10年（5年ごとに点検）

3 内容

瀬戸内海環境保全特別措置法の基本理念に加えられた「気候変動」や「海洋プラスチックごみ」の観点も踏まえ、きれいで豊かな「里海」づくりを総合的に推進するため実施すべき施策について定める。

- （1）水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- （2）沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- （3）海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
- （4）気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
- （5）基盤的施策の着実な実施

4 スケジュール

令和4年10月	環境審議会へ諮問 環境審議会生活環境部会にて審議「県計画(素案)」
11月	パブリックコメント
令和5年1月	環境審議会生活環境部会にて審議「県計画(案)」 環境審議会から答申
3月	計画策定

令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

1 概要

水質汚濁防止法第 15 条の規定に基づき、徳島県は、管轄する区域の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視する義務があり、同法第 16 条の規定に基づき、毎年、国及び地方公共団体と測定の調整を図り、次年度の「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」（以下「測定計画」という。）を策定している。（測定計画の策定については、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する「第 1 号法定受託事務」である。）

2 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3 内容

公共用水域及び地下水の水質の測定について必要な事項を定める。

(1) 測定項目

pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）など、環境基準項目及び要監視項目等

(2) 測定地点

河川：主要 18 河川を含む 37 河川

海域：県内全海域（9 海域）

地下水：県内約 50 地点

(3) 測定方法

国の定める方法（昭和 46 年環境庁告示第 59 号など）

(4) その他必要な事項

測定回数など

4 スケジュール

令和 4 年 12 月	環境審議会へ諮問
令和 5 年 1 月	環境審議会生活環境部会にて審議 環境審議会から答申
3 月	策定

〔生物多様性とくしま戦略〕の改定について

1 戦略改定の趣旨

- ・生物多様性基本法に基づき、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画等を定めた「生物多様性とくしま戦略」を平成25年10月に策定。
- ・「現行の戦略」（2018-2023）が、今年度に期間の終期を迎えるため、「これまでの成果と課題」や、生物多様性に関する「国内外の動向」（「COP15」、「生物多様性国家戦略2023-2030」）を踏まえ、本県戦略を改定する。

2 戦略の期間

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

3 戦略の骨子

※「5つの方向性」に基づき、「10の目標」を設定

I 自然と生き物に優しくエンカルに暮らす	
1	自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成し、活動する場を増やす
2	自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有し、発信する
II 生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する	
3	化学物質や気候変動による自然への負荷を減らす
4	外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による生態系の劣化を阻止する
III 良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する	
5	野生生物を守り、保全すべきコアとなる生態系を回復する
6	劣化した生態系の質を向上させ、ネットワーク化し、保護される面積を拡大する
IV 自然を活用して社会課題解決を推進する	
7	生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進する
8	自然を活用した地域づくりを推進する
V 生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくる	
9	保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する
10	継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる

4 改定手続き

令和5年1月20日	徳島県環境審議会に諮問（自然環境部会に付議）
〃 1月24日	自然環境部会を開催（「戦略検討小委員会」を設置）
〃 3月、7月	戦略検討小委員会を開催
令和5年9月	県議会に報告（骨子案）
令和5年11月	環境審議会自然環境部会で新戦略の（素案）を審議
〃 11月	県議会に報告（素案）
〃 12月	パブリックコメント
令和6年1月	環境審議会自然環境部会で（最終案）を審議
〃 2月	県議会に報告（最終案）
〃 3月	新戦略の策定

○ 鳥獣保護区特別保護地区の再指定

1 目的

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域について、「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うもの。

2 内容

伊島鳥獣保護区特別保護地区（153ha）の再指定

3 指定期間

令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで（10年間）

4 スケジュール

令和5年 8月 県から環境審議会へ諮問，鳥獣部会へ付議
鳥獣部会の開催
8月 環境審議会から県へ答申
11月 再指定

伊島鳥獣保護区特別保護地区（阿南市）

